

河川巡視報告

- 巡視日 平成 25 年 12 月 4 日
- 天 候 晴れ

～主な報告～

【岩淵出張所管内】

- 巡視実施者 荒川下流河川事務所職員 2 名



場所	・ 荒川左岸 24.7 k付近 戸田市川岸一丁目地先 明治乳業前川表階段下
河川の状況	・ 堤防階段手すりに不法投棄物(雑ゴミ)
職員からのコメント	・ 堤防の階段手すり部分にゴミが懸架される形で投棄されているのを確認したので回収しました。 ・ ゴミの不法投棄は禁止されています。また、河川管理施設(階段)の正常な利用の妨げとなるのでやめましょう。

【小名木川出張所管内】

- 巡視実施者 荒川下流河川事務所職員 2 名



場所	・ 荒川左岸 11.7 k付近 葛飾区小菅二丁目地先 足立リバーステーション内
河川の状況	・ 足立リバーステーション(立入禁止区域)に不法投棄(雑ゴミ)
職員からのコメント	・ 足立リバーステーションで雑ゴミの不法投棄を確認しました。 ・ ゴミは、自治体で決められた方法で処分するようお願いしません。また、リバーステーションは立入禁止です。

河川巡視報告

- 巡視日 平成 25 年 12 月 11 日
- 天 候 晴れ

～主な報告～

【岩淵出張所管内】

- 巡視実施者 荒川下流河川事務所職員 2 名



場所	・ 荒川右岸 20.4 k付近 北区志茂地先 岩淵水門下流の河川敷 (岩淵ヘリポート)
河川の状況	・ 河川敷に整備された防災施設 を活用した実働訓練の状況
職員からのコメント	・ 岩淵水門下流の岩淵ヘリポ ートを活用した実働訓練を行いま した。 ・ 大規模災害発生時には、防災 施設を有効的に活用できるよ う、警察、消防等と連携した実 働訓練を行っています。

【小名木川出張所管内】

- 巡視実施者 荒川下流河川事務所職員 2 名



場所	・ 荒川左岸 7.1 k付近 葛飾区西新小岩三丁目地先 中川水門上流の河川敷
河川の状況	・ 不法耕作(野菜)
職員からのコメント	・ 野菜を栽培している不法行為を 確認しました。 ・ 河川敷での個人的な野菜栽培 は禁止されています。 ・ 警告看板を設置する等、不法 耕作をやめさせるよう指導しま す。

河川巡視報告

- 巡視日 平成 25 年 12 月 18 日
- 天 候 曇りのち雨

～主な報告～

【岩淵出張所管内】

- 巡視実施者 荒川下流河川事務所職員 2 名

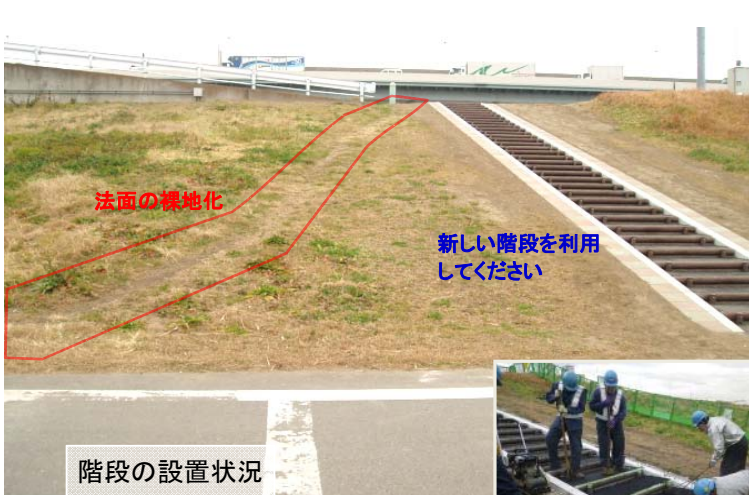


自転車の放置状況

場所
・ 荒川左岸 24.1 k付近 川口市緑町地先 川口市民レクリエーション広 場付近
河川の状況
・ 自転車の放置
職員からのコメント
・ サドル部分のネジが外されてい る放置自転車を発見したため、 警告書を貼付して様子を見ま す。 ・ みなさんが河川敷を安全で快 適に利用できるよう、 自転車や粗大ゴミ等の放置は やめましょう。

【小名木川出張所管内】

- 巡視実施者 荒川下流河川事務所職員 2 名



階段の設置状況



工事中の状況

場所
・ 荒川左岸 8.6 k付近 葛飾区四ツ木一丁目地先 四つ木橋・国道6号線付近
河川の状況
・ 法面の裸地化(踏み荒らし) 防止の階段設置。
職員からのコメント
・ 階段以外の場所を通行すると、 法面が裸地化(踏み荒らし)し、 堤防が弱くなる原因となりま す。 ・ 階段を新たに設置しましたの で、河川敷を利用する際には、 階段を利用してください。

河川巡視報告

- 巡視日 平成 25 年 12 月 25 日
- 天 候 晴れ

～主な報告～

【岩淵出張所管内】

- 巡視実施者 荒川下流河川事務所職員 2 名



不法投棄の状況を確認

場所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 荒川右岸 17.0 k 付近 足立区宮城地先
河川の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不法投棄の状況(プラスチック製ドラム缶)
職員からのコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川敷にプラスチック製ドラム缶(中身は空)が投棄されていました。 ・ 河川敷にゴミを投棄するのはやめましょう。 ・ ゴミは、自治体で決められた方法で処分するようお願いします。

【小名木川出張所管内】

- 巡視実施者 荒川下流河川事務所職員 2 名



突起物の状況

河川敷の状況

場所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 荒川右岸 0.0 k 付近 江東区新砂地先 高水敷(江東区占用地)
河川の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 看板等の変状(河川敷に25cm位の鉄製の棒が突き出している状態)
職員からのコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・ 看板等の基礎があり、突起物が残ったままの状態でした。 ・ 占有者(江東区)に、突起物の措置を依頼しました。 ・ 河川敷で異常を発見された際は、当事務所までご連絡をお願いします。